

新規登録団体資料

(特定非営利活動法人すがはらひがし)

① 団体登録申請書	．．．P1
② 団体登録簿	．．．P3
③ 定款	．．．P6
④ 登記事項証明書	．．．P13
⑤ 2022 年度事業報告書	．．．P15
⑥ 2022 年度活動計算書	．．．P17
⑦ 前事業年度の役員名簿	．．．P18
⑧ 前事業年度の社員のうち 10 人以上の者の名簿	．．．P19
⑨ 申請時の事業年度の事業計画書	．．．P20
⑩ 申請時の事業年度の活動計算書	．．．P22



年 月 日

枚 方 市 長

申 請 者
団 体 名 特定非営利活動法人 かがりやぶ
主たる事務所
の所在地 大阪府枚方市長尾東町1丁目33-10
代 表 者 高橋 保子
連 絡 先 [REDACTED]

枚方市NPO活動応援基金 団体登録申請書

枚方市NPO活動応援基金支援対象団体として登録したいので、下記の書類を添えて申請します。なお、当団体は、枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱第2条に規定する登録要件（裏面に記載）に該当しています。本申請に係る書類については、ホームページ等で一般公開することについて同意します。

記

添付書類

- (1) 団体登録簿
- (2) 定款
- (3) 登記事項証明書（履歴事項証明書または現在事項証明書、発行日から6ヶ月以内）
- (4) 前事業年度の事業報告書
- (5) 前事業年度の活動計算書（決算）
- (6) 前事業年度の役員名簿
- (7) 前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿
- (8) 申請時の事業年度の事業計画書
- (9) 申請時の事業年度の活動計算書（予算）
- (10) その他参考資料〔団体の活動を確認できるもの〕

※（4）～（7）については、所轄庁に提出した書類の写しとする。また、前事業年度終了後の報告として既に市民活動課に提出している場合は、今回の添付書類から省略することが出来る。

※（5）及び（9）の活動計算書について、定款を変更していない場合は収支計算書。

枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱（抜粋）

（登録の要件）

第2条 登録を申請できる団体は、次に掲げるすべての要件を満たす団体とする。

- （1）特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人であること。
- （2）主たる事務所の所在地が枚方市内であること
- （3）主として枚方市内を活動の拠点としていること。
- （4）事業費の総額のうち、特定非営利活動に係る事業費に占める割合が100分の50以上であること
- （5）宗教活動、政治活動又は選挙活動を行うことを主たる目的とする団体でないこと。
- （6）前各号に定めるもののほか、市長が定める要件を満たしていること。

枚方市NPO活動応援基金 団体登録簿

令和 年 月 日届出

団体名	フリガナ トクテイヒエイリカツドウホウジン スガハラヒガシ		
	特定非営利活動法人 すがはらひがし		
代表者氏名	フリガナ みや はら やす こ		
	宮原 保子		
主たる事務所の所在地	〒573-0105 大阪府枚方市長尾東町 1-33-10		
電話番号	[REDACTED]	FAX	[REDACTED]
メールアドレス	[REDACTED]		
ホームページアドレス	http://		
活動内容	※PR や活動成果等を記入 ・子ども食堂 ・いきいき広場 ・子育てサロン ・歌声喫茶 (第1月曜日、第3火曜日 ・囲碁将棋サロン(第1月曜日、第3火曜日、第4金曜日) ・いきいきサロン(第4金曜日) ・ パソコン、スマホ教室(第4金曜日) ・送迎活動 ・元気づくり、地域づくり活動		
活動を開始した年月日	平成 9年 4月 1日 [NPO法人設立(登記)年月日/平成 18年 12月 18日]		
団体の運営状況(本登録簿の届出)	①会員数 会員 <u>14</u> 人 ●内 訳/正会員 <u>12</u> 人 賛助会員 <u>2</u> 人 ②スタッフの構成 ●常勤有給スタッフ <u>2</u> 人 非常勤有給スタッフ <u>5</u> 人 ボランティア等 <u>20</u> 人		

日現在)	ファンドレイザー（資金調達係）専任_____人 兼任_____人 ③入会金 有 ・ 無 ※いずれかに○印 ●有りの場合_____円 ④会費 有 ・ 無 ※いずれかに○印 ●有りの場合 正会員 10,000円/年 賛助会員 5,000円/年 ⑤寄付金 有 ・ 無 ※いずれかに○印 ●有りの場合_____円 ⑥事業実績（過去3年に実施した他の補助事業・委託事業を記載してください。）																					
団体の運営状況（本登録簿の届出日現在）	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">事業名</th> <th style="width: 50%;">事業内容 (補助元・委託元、実施年度も明記)</th> <th style="width: 30%;">補助・受託額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・いきいき広場</td> <td>枚方市（過去3年度）</td> <td>900,000</td> </tr> <tr> <td>・子ども食堂</td> <td>枚方市（過去3年度）</td> <td>168,000</td> </tr> <tr> <td>・設立 15 周年事業</td> <td>高津成和会（令和4年度）</td> <td>300,000</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容 (補助元・委託元、実施年度も明記)	補助・受託額	・いきいき広場	枚方市（過去3年度）	900,000	・子ども食堂	枚方市（過去3年度）	168,000	・設立 15 周年事業	高津成和会（令和4年度）	300,000									
事業名	事業内容 (補助元・委託元、実施年度も明記)	補助・受託額																				
・いきいき広場	枚方市（過去3年度）	900,000																				
・子ども食堂	枚方市（過去3年度）	168,000																				
・設立 15 周年事業	高津成和会（令和4年度）	300,000																				
運営総経費のうち特定非営利活動の占める割合	①特定非営利活動に係る事業以外の事業（「その他の事業」）実施している ・ 実施していない ※いずれかに○印 ●実施している場合はその事業に係る経費 _____円 ②特定非営利活動に係る事業（根拠：令和4年度収支計算書又は活動計算書） ●運営総経費のうち特定非営利活動に係る経費（事業費+管理費）																					

様式第2号/NPO活動応援基金

	<p style="text-align: center;"><u>2,357,447 円</u></p> <p style="text-align: center;">②/①+② = <u>100%</u> (小数点以下四捨五入)</p> <p style="text-align: center;">注: 「その他の事業」を実施していない場合は100%と記入</p>
当基金に登録する理由	<p style="text-align: center;">○<u>資金調達のため</u> ※主なものの一つに○印</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業拡大のため ・社会的信用力が向上すると考えるため ・その他 <p style="text-align: center;">()</p>

特定非営利活動法人 すがはらひがし 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 すがはらひがし という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府枚方市長尾東町1丁目33番10号に置く。
2 この法人は、従たる事務所を大阪府枚方市藤阪東町3丁目10番1号に置く。
3 この法人は、従たる事務所を大阪府枚方市長尾宮前1丁目21番1号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、小さな子どもから高齢者までの地域の住民が主体となり行政と協働を図りつつ、ともに支えあい、ふれあい、築き合うをテーマに、地域の発展とまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
(2) まちづくりの推進を図る活動
(3) 地域安全活動
(4) 子どもの健全育成を図る活動
(5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 特定非営利活動に係わる事業
① 高齢者を対象とした健康・福祉・見まもり事業
② 住みよいまちづくり支援事業
③ 地域の安全推進活動事業
④ 親と子のふれあい支援活動事業
⑤ 各種団体への支援事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって、特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。
(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人または団体
(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人または団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。理事長は、会員の申し込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金および会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。
2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- (2) 会費を1年以上滞納したとき。

(除名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(拋出金品の不返還)

第11条 会員が納入した入会金、会費およびその他の拋出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

第3章 役員

(種別)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上15人以下
- (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。
- 3 理事および監事は、総会において選任する。
- 4 理事長、副理事長は、理事の互選により定める。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者および三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期)

第14条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選任されていないときは、その任期を、任期の末日後、最初の総会が終結するまで延長する。

(欠員補充)

第15条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。ただし、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 総会

(種別)

第18条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告および活動決算
- (5) 役員の選任、または解任、職務および報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 長期借入金その他新たな義務の負担および権利の放棄
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第21条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 監事が第13条第4項第4号の規定により招集したとき。

(招集)

第22条 総会は、理事長が招集する。ただし、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を開かなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第24条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否

同数のときは、議長の決するところとする。

- 3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における第24条、第25条第2項、第27条第1項第3号および第46条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 出席した正会員の数(書面表決者および表決委任者については、その旨を明記すること)
- (4) 審議事項および議決事項
- (5) 議事の経過の概要およびその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに記名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第29条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事務局の組織および運営
- (2) 総会に付議するべき事項
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第30条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長が当たる。

(議決等)

第33条 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 理事の現在数および出席した理事の氏名(書面表決者については、その旨を明記すること。)
 - (3) 審議事項および議決事項
 - (4) 議事の経過の概要およびその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、その会議において出席した理事の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに記名押印しなければならない。

第6章 資産、会計および事業計画

(資産)

第35条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 入会金および会費
- (3) 寄付金および助成金
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第36条 資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第37条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画および予算)

第38条 この法人の事業計画および活動予算は、理事長が作成し、理事会の承認を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(予備費の設定および使用)

第39条 前条に規定する活動予算には、予算超過または予算外の収益に充てるため、予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第40条 第38条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告および決算)

第41条 理事長は、毎事業年度終了後3か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の議決を経なければならない。

(長期借入金)

第42条 この法人が、資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 事務局

(設置)

- 第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
 - 3 事務局の職員は、理事長が任免する。

(書類および帳簿の備置き)

- 第45条 主たる事務所には、法第28条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。
- (1) 会員名簿および会員の異動に関する書類
 - (2) 収益、費用に関する帳簿および証拠書類

第8章 定款の変更および解散

(定款の変更)

- 第46条 この定款の変更は、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経て、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

- 第47条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。
- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 総会の議決により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

- 第48条 解散後の残余財産は、法第11条第3項の規定に掲げるもののうち、総会で議決したものに帰属させるものとする。

第9章 雑則

(公告)

- 第49条 この法人の公告は官報により行う。

(委任)

- 第50条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立時の入会金および会費は、第8条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。

正会員	入会金	5,000円	会費	年額	1口	10,000円
賛助会員	入会金	5,000円	会費	年額	1口	5,000円
- 3 この法人の設立当初の役員は、第12条第3項および第4項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、平成19年5月31日までとする。

- (1) 理事長
氏名 宮原 保子
- (2) 副理事長
氏名 高田省三 氏名 笥 均
- (3) 理事
氏名 竹原 京子 氏名 山田 和子 氏名 竹原 絵美
氏名 上田 正一 氏名 豊田 純子 氏名
氏名 寄川 雄徳 氏名 南川 孝也 氏名
氏名 三宅 政男 氏名 川岸 京子 氏名
- (4) 監事
氏名 吉本 直貴 氏名 末光慶司
- 4 この法人の設立初年度の事業計画および予算は、第38条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、成立の日から平成19年3月31日までとする。
- 6 この法人の従たる事務所を新たに第2条3項に追記する。平成19年11月1日
- 7 この法人の従たる事務所を移転したので第2条3項を変更する。平成23年4月10日
変更前住所 枚方市藤阪東町3丁目1番11号
変更後住所 枚方市長尾宮前1丁目21番1号
- 8 第13条 理事長は、この法人を代表し、理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
令和元年7月24日 法務局に届け出る
- 9 第8条の会員の会費については、
正会員 年額 1口 10,000円
賛助会員 年額 1口 5,000円
入会金は正会員・賛助会員いずれも 5,000円
- 10 この定款は、認証の日から施行する。

現行定款である

特定非営利活動法人 すがはらひがし

理事長 宮原 保子

履歴事項全部証明書

大阪府枚方市長尾東町一丁目33番10号
 特定非営利活動法人すがはらひがし

会社法人等番号	1200-05-013508	
名称	特定非営利活動法人すがはらひがし	
主たる事務所	大阪府枚方市長尾東町一丁目33番10号	
法人成立の年月日	平成18年12月18日	
目的等	<p>目的及び事業</p> <p>この法人は、小さな子どもから高齢者までの地域の住民が主体となり行政と協働を図りつつ、ともに支えあい、ふれあい、築き合うをテーマに、地域の発展とまちづくりの推進に寄与することを目的とする。</p> <p>この法人は、前記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 2 まちづくりの推進を図る活動 3 地域安全活動 4 子どもの健全育成を図る活動 5 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 <p>この法人は、前記の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特定非営利活動に係わる事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) 高齢者を対象とした健康・福祉・見まもり事業 (2) 住みよいまちづくり支援事業 (3) 地域の安全推進活動事業 (4) 親と子のふれあい支援活動事業 (5) 各種団体への支援事業 <p style="text-align: right;">平成24年10月24日更正</p>	
役員に関する事項	大阪府枚方市長尾東町一丁目33番10号 理事 宮原保子	令和 1年 6月 1日就任
		令和 1年 7月12日登記
従たる事務所	1 大阪府枚方市藤阪東町三丁目10番1号	
	2 大阪府枚方市長尾宮前一丁目21番1号	平成23年 5月31日移転 平成23年 7月 1日登記
登記記録に関する事項	設立	平成18年12月18日登記

大阪府枚方市長尾東町一丁目33番10号
特定非営利活動法人すがはらひがし



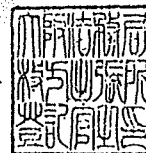
これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(大阪法務局管轄)

令和 5年 7月12日

大阪法務局枚方出張所
登記官

寺 野 洋 一



整理番号 ヒ811020

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

2 / 2

令和4年度 事業報告

特定非営利活動法人すがはらひがし

I 事業期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

II 事業の実施方針

「子どもから高齢者までを対象として住みよいまちづくり活動を推進」「高齢者の見守り活動を展開及び、元気づくり・地域づくりの推進」又、ボランティア活動、子育て支援活動もコロナ禍後のステップアップを計った。

III 事業の実施に関する事項

(1) (事業名) 高齢者を対象とした健康・福祉・見まもり事業

(内 容) 健康講座による健康への啓発と知識の向上、介護予防や福祉に関する相談、歌声喫茶、体操教室、ひとり暮らし老人への各種行事、なんでも相談、送迎事業、オレンジカフェなど。

(実施場所) 送迎対象者(校区内)、長尾東町地域会館(全館)

(実施月ならびに回数) サロンは年30回、また、CSWならびに包括支援センターと連携し、「何でも相談日」などを展開した。

(事業対象者) 高齢者ならびにひとり暮らし高齢者

(収入) 668,967円

(支出) 450,034円 (食材費161,705円、送迎ガソリン代48,431円、移送保険費96,300円、ボランティア保険6,000円、事務消耗品費29,207円、広報啓発費12,140円、雑費3,449円、ボランティア謝金88,672円、会議費4,130円)

(2) (事業名) 住みよいまちづくり支援事業

(内 容) ゴミ減量推進運動、校区だより発行、コロナ禍における振り込め詐欺や悪質訪問販売など消費者問題情報の連絡及び防止啓発活動など、各種行事のお知らせなど。

(実施場所) 菅原東校区内

(実施月ならびに回数)

ニュースの発行は年6回、1回420部、その他は随時

(事業対象者) 地域の住民、各種団体

(収入) 0円

(支出) 52,714円 (会議費10,714円、事務消耗品費12,000円、広報啓発30,000円)

(3) (事業名) 地域の安全推進活動事業

(内 容) 防犯パトロールおよび防犯灯の点検、交通安全運動の実施、登下校時の児童の見守り、防犯事例の連絡と注意の喚起など。

(実施場所) 校区内各自治会、菅原東小学校登下校時の通学路、菅原東小学校図書室、

(実施月ならびに回数) 登下校時の立ち番(年間210回)、ならびに春・秋季の交通安全週間、

防犯パトロールは、(各年間2回)実施、防犯灯の点検は随時実施。
(事業対象者) 校区内の住民・児童、各種団体・自治会

(収入) 0円
(支出) 6,074円 (会議費 6,074円)

(4) (事業名) 親と子のふれあい支援活動事業

(内容) 世代間交流活動、ふれあいフェスタ in オータム、クラフト教室、
子育て支援活動、子ども食堂、てらこや友遊を通じての支援活動など。

(実施場所) 菅原東小学校運動場・体育館・図書室・家庭科室。

(実施月ならびに回数) 子ども食堂 24回、てらこや友遊 25回開催。ふれあいフェスタ 11月開催。

(事業対象者) 児童・幼児・乳幼児とその保護者

(収入) 0円
(支出) 1,368,013円 (イベント諸経費 937,733円、会議費 7,280円、
事務消耗品費 18,000円、謝金 405,000円)

(5) (事業名) 各種団体への支援事業

(内容) 各自治会および各団体への各種行事などの連絡・報告活動、PR活動、
ボランティア会議および各種活動の支援。

(実施場所) 菅原東小学校図書室、家庭科室、図工室など。

(実施月ならびに回数) 随時

(事業対象者) 各自治会および団体

(収入) 0円
(支出) 28,470円 (事務消耗品 10,000円、会議費 8,470円、広報啓発 10,000円)

(6) (収入) 組織会費
(支出) 3,000円 (組織会費 3,000円)

IV 社員総会について

令和5年5月30日付

総会は、「新型コロナウイルス」自粛要請に基づいて昨年同様、法第14条の9により理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき社員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした時は、社員総会で可決の決議があったものとみなすとある事から令和4年度総会をみなし総会とし全員の承認を得た。

令和4年度 特定非営利活動事業収支決算書

特定非営利活動法人すがはらひがし
(単位 円)

令和4年4月1日から令和5年3月31日

科 目	金	額
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	100,000	
賛助会員受取会費	10,000	
受取会費 計		110,000
2 受取寄付金		
受取寄付金	364,800	
受取寄付金 計		364,800
3 受取助成金		
受取助成金	900,000	
受取助成金	300,000	
受取助成金 計		1,200,000
4 事業収益		
サロン事業	559,067	
送迎事業	13,600	
移送保険費	96,300	
事業収益 計		668,967
5 その他収益		
印刷費	106,813	
預金利息	14	
その他収益 計		106,827
経常収益 計		2,450,594
II 経常費用		
1 事業費		
人件費	405,000	
ボランティア謝金	88,672	
事業費 計		493,672
2 その他経費		
食材費	161,705	
送迎車ガソリン費	48,431	
イベント諸経費	937,733	
移送保険費	96,300	
ボランティア保険	6,000	
会議費	36,668	
広報啓発費	52,140	
事務消耗品費	69,207	
組織会費	3,000	
雑費	3,449	
その他の経費 計		1,414,633
事業費 計		1,908,305
3 管理費		
①人件費	0	
人件費 計		0
②その他の経費		
賃借料(家賃)	240,000	
水道光熱費	24,000	
通信運搬費	85,477	
旅費交通費	66,240	
消耗備品費	33,425	
雑費	0	
その他の系経費 計		449,142
管理費 計		449,142
経常費用 計		2,357,447
当期正味財産増減額		93,147
前期繰越正味財産額		1,433,239
次期繰越正味財産額		1,526,386

理事長 宮原保子 印

令和5年度事業計画書

I 事業期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

II 事業の実施方針

「子どもから高齢者までを対象として住みよいまちづくり活動を推進」「高齢者の見守り活動を展開及び、元気づくり・地域づくりの推進」又、ボランティア活動、子育て支援活動もコロナ禍後のステップアップを計ることを目標とします。

III 事業の実施に関する事項

(1) (事業名) 高齢者を対象とした健康・福祉・見まもり事業

(内 容) 健康講座による健康への啓発と知識の向上、介護予防や福祉に関する相談、体操教室、サロンの開催、ひとり暮らし老人への各種行事、なんでも相談、送迎事業、オレンジカフェなど。

(実施場所) 長尾東町地域会館

(実施月ならびに回数) サロン開催日数は年36日、歌声喫茶は年24回(第1月曜日・第3火曜日)
また、見守り訪問活動年5回、

(事業対象者) 高齢者ならびにひとり暮らし高齢者

(収入) 645,000円

(支出) 497,000円 (食材費170,000円、送迎ガソリン代70,000円、広報啓発費30,000円、
事務消耗品費30,000円、移送保険費96,000円、ボランティア謝金65,000円、
ボランティア保険6,000円、会議費20,000円、雑費10,000円)

(2) (事業名) 住みよいまちづくり支援事業

(内 容) ゴミ減量推進運動、校区だより発行

振り込め詐欺や悪質訪問販売など消費者問題情報の連絡および防止啓発活動など、各種行事のお知らせなど。

(実施場所) 菅原東校区内

(実施月ならびに回数)

ニュースの発行は年6回、一回420部、その他は随時

(事業対象者) 地域の住民、各種団体

(収入) 0円

(支出) 20,000円 (事務消耗品費10,000円、会議費5,000円、広報啓発費5,000円)

(3) (事業名) 地域の安全推進活動事業

(内 容) 防犯パトロールおよび防犯灯の点検、交通安全運動の実施、防災訓練の実施と防災知識の啓発活動、登下校時の児童の見守り、防犯事例の連絡と注意の喚起など

(実施場所) 校区内各自治会、菅原東小学校登下校時の通学路、菅原東小学校図書室、
(実施月ならびに回数) 交通安全運動は登下校時の立ち番、ならびに春・秋季の交通安全週間、
防犯パトロールは、年間 10～12 回、防犯灯の点検は随時、各自治会では避難場所・経路
など
(事業対象者) 校区内の住民・児童、各種団体・自治会

(収入) 0 円

(支出) 13,000 円 (会議費 5,000 円、事務消耗品費 3,000 円、広報啓発費 5,000 円)

(4) (事業名) 親と子のふれあい支援活動事業

(内 容) ふれあいフェスタ、クラフト教室、こども食堂などの子育て支援活動、
てらこや友遊を通じての支援活動など。

(実施場所) 菅原東小学校運動場・体育館・図書室、家庭科室。

(実施月ならびに回数) 年間 30 回、

(事業対象者) 校区内の児童・幼児・乳幼児とその保護者

(収入) 900,000 円

(支出) 835,000 円 (会議費 5,000 円、ボランティア謝金 335,000 円、広報啓発費 10,000 円
イベント諸経費 480,000 円、事務消耗品費 5,000 円)

(5) (事業名) 各種団体への支援事業

(内 容) 各自治会および各団体への各種行事などの連絡・報告活動、PR 活動、ボランティア会議
および各種活動の支援。

(実施場所) 菅原東小学校図書室、家庭科室、各自治会ならびに各団体など。

(実施月ならびに回数) 随時

(事業対象者) 各自治会および団体

(収入) 0 円

(支出) 2,000 円 (事務消耗品費 2,000 円)

(6) (事業名) 組織会費

(収入) 3,000 円

(支出) 3,000 円

以上

令和5年度 特定非営利活動事業収支計算書予算書

特定非営利活動法人すがはらひがし
令和5年4月1日から令和6年3月31日 (単位 円)

目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	100,000		
賛助会員受取会費	10,000		
受取寄付金 計		110,000	
2 受取寄付金			
受取寄付金	364,800		
受取寄付金 計		364,800	
3 受取助成金			
受取助成金	900,000		
受取助成金 計		900,000	
4 事業収益			
サロン事業	630,000		
送迎事業	15,000		
移送保険費 計		645,000	
5 その他収益			
印刷費			
預金利息	14		
その他収益 計		14	
経常収益 計			2,019,814
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費	335,000		
ボランティア謝金	65,000		
事業費 計		400,000	
2 その他経費			
食材費	170,000		
送迎ガソリン代	70,000		
イベント諸経費	480,000		
移送保険費	96,000		
ボランティア保険	6,000		
会議費	30,000		
広報啓発費	60,000		
事務消耗品費	50,000		
組織会費	3,000		
雑費	10,000		
その他の経費 計		975,000	
事業費 計			1,375,000
3 管理費			
(1) 人件費	0		
人件費 計			
(2) その他経費			
賃借料(家賃)	240,000		
水道光熱費	24,000		
通信運搬費	90,000		
旅費交通費	5,000		
消耗品費	30,000		
雑費	5,000		
その他の経費 計		394,000	
管理費 計			394,000
経常費 計			1,769,000
当期正味財産増減額			250,814
前期繰越正味財産額			1,526,386
次期繰越正味財産額			1,777,200

理事長 宮原保子 印